

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子案の概要

1 趣旨

県では、これまで「長野県人権政策推進基本方針」（H22 年策定）に基づき人権政策を総合的に推進してきたが、人権尊重の理念や重要性を県民等と共有し、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的として人権全般を包括した条例を制定するもの。

2 検討状況

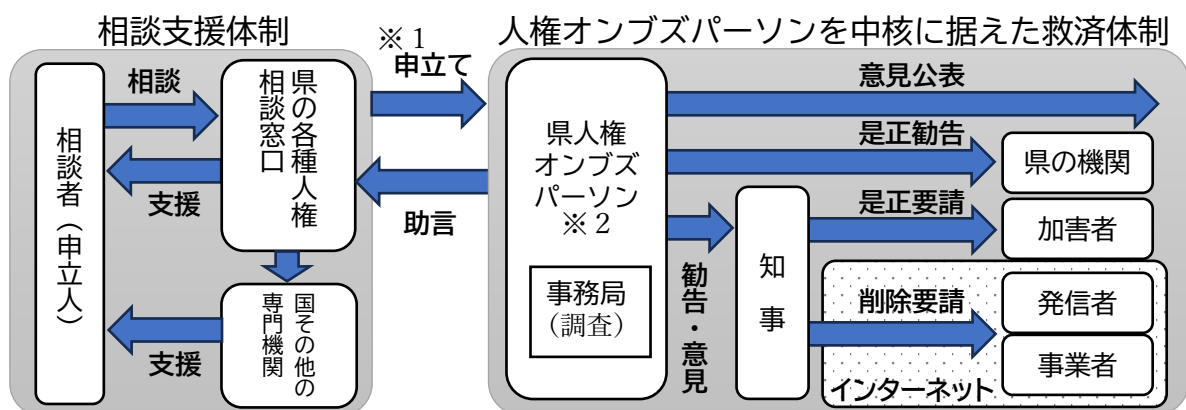
令和 7 年 6 月に長野県人権政策審議会に諮問して以降、審議会の議論、関係団体から寄せられた意見等を踏まえ、以下の特長をもつ骨子案を策定

3 条例骨子案の特長

- (1) 分かりやすい例示を備えた人権侵害行為等（インターネットを通じて行うものを含む）の禁止
 - ① 人種、国籍、信条、年齢、性別等を理由とする差別的取扱い等の禁止
 - ② 誹謗中傷、いじめ、虐待、ハラスメント等の人権侵害行為の禁止
- (2) 県、県民及び事業者の責務・市町村との協働
- (3) 現在の長野県人権政策推進基本方針を条例に位置付け
- (4) 人権侵害からの救済体制（以下のイメージ図参照）
 - ① 相談支援体制の充実
 - ② 人権オンブズパーソン（仮称）を中核に据えた救済体制の構築
- (5) 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策
 - ① 県の重要な責務の一つとして、「人権教育及び人権啓発」を規定
 - ② 県民との対話を重視する観点から、「市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識の調査」を規定
 - ③ SNS 上の誹謗中傷等への対策として、「インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止」を規定（インターネットリテラシーの向上、削除の要請）
 - ④ 人権侵害行為等が発生しやすい状況に対応するため、「災害等の発生時における人権侵害行為等の防止」を規定
- (6) 長野県人権政策審議会を条例に位置付け

人権侵害行為等を受けた場合

《人権侵害からの救済体制のイメージ》



※ 1 相談支援体制の充実を図るとともに、相談において解決が図れなかったものは、人権オンブズパーソンによる救済に繋ぐ。

※ 2 知事の附属機関、全 5 人・3 人の合議制、弁護士等で構成